

盛岡市産地直売所連合会規約

(目的)

第1条 平成21年度から実施した「盛岡市産地直売所活性化対策事業」によって得られた実績，成果を検証しつつ，新たな共同事業の実践等によって更なる発展を図り，産地直売所を構成する農家所得の向上，並びに地場農産物の地元消費拡大を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称は，盛岡市産地直売所連合会（以下「連合会」と称する）。

(組織)

第3条 連合会は，盛岡市内の産地直売所で，第1条の目的に賛同する産地直売所及び関係機関・団体等で構成するものとし，加入又は脱退に制限は設けない。

(事業)

第4条 連合会は，第1条の目的を達成するため，次の事業を行なう。

- (1) 産地直売所間の情報交換，農産物の相互融通に関する事
- (2) 加工品開発等6次産業化に向けた取り組みに関する事
- (3) 共同イベントの開催，各種催事への出展等に関する事
- (4) 各種研修の実施に関する事
- (5) その他，産地直売所の活性化に必要な事項に関する事

(役員)

第5条 連合会は，所期の目的を達成するため協働して自主・自発的な取り組みを行なうものであるため，役員を定めないものとする。

(会議)

第6条 連合会の会議は，構成員の発議により必要の都度開催するものとし，会場は可能な限り構成員である産地直売所等の施設で行なうものとする。

(会費等)

第7条 連合会は，会費等の費用徴収は行なわないものとする。ただし，会議で決定した事業実施等に要する経費は，事業参加者の負担金又は構成員の補助金，寄付金等をもって充てるものとする。

(事務局)

第8条 連合会の事務を処理するため、盛岡市農林部農政課内に事務局を置く。

(事業年度)

第9条 連合会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、連合会の運営に関し必要な事項は会議で決定するものとする。

(附則)

1 この規約は、平成24年4月4日から施行する。

(附則)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。